

# 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

## (小郡市の取扱い)

要支援1・2及び要介護1の者の福祉用具貸与サービスの例外給付に対する本市の確認は、当該利用者を担当する居宅介護（介護予防）支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業者からの確認依頼によるものとする。

### 1 確認依頼の方法

確認依頼は、以下に掲げる書類等を本市に提出することを求める。

- ①確認依頼申請書
- ②居宅（介護予防）サービス計画書
- ③サービス担当者会議の記録
- ④福祉用具を必要とする理由が確認できる書類（主治医意見書・医師の診断書の写し等）

### 2 確認依頼申請書の記載者

利用者を担当する居宅介護（介護予防）支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業者が記載する。

### 3 提出窓口

提出窓口は、小郡市介護保険課とする。

### 4 注意事項

（1）確認依頼申請書は、福祉用具貸与サービスの利用前までに提出することを必要とする。なお、確認依頼申請書の提出によって本市が確認した福祉用具貸与費は、当該確認依頼申請書の提出日より給付の対象とされるものとする。

（2）確認依頼申請書等の提出がなく本市でサービスの必要性が確認されないまま福祉用具貸与サービスが実施されたものや、確認書類等の内容が不十分であるものは、原則として福祉用具貸与費は算定できないものとする。

（3）確認依頼申請書等の提出により本市が「給付対象」と判断した場合であっても、当該給付が継続的に認められるものではなく、介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の指定基準「福祉用具の必要性の検証を必要に応じて随時行う」を踏まえ、サービスの継続及び利用する福祉用具が利用者にとって適切なものか等について随時ケアプランの見直しを行わなければならない。（検証ごとに確認依頼申請書等の提出は求めないが、介護支援専門員において、定期的にサービスと給付の適性化が図られるよう務めること。）

（4）利用者が複数の福祉用具を利用する場合において、当該福祉用具を必要とする医師の意見が福祉用具ごとに異なる内容であれば、確認依頼申請書等の提出は、福祉用具ごとに確認依頼申請書を作成し行うものとする。（医師の意見が同じであれば、確認依頼申請書等の提出は1つの確認依頼申請書に記載しても構わない。）

（5）確認依頼申請書等の提出により本市が「給付対象」と判断した場合であっても後日立ち入り調査等によって、当該利用者のケアプラン等の記録が不十分若しくは利用する福祉用具が利用者にとって適切でない判断される場合は、サービスの見直しを求める場合がある。

よって、介護支援専門員は、福祉用具の品目を選定する際は、利用者にとって自立支援に適したものとする。

（例：特殊寝台が必要であることを本市が確認したが、利用者にとっては身体状況から見てモーター数が多い特殊寝台を貸与させているなど。）

## 5 確認方法について

### (1) 被保険者の状態の確認

介護支援専門員は、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が別紙1に定める「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当する可能性があるかどうか確認をする。

### (2) 医師への照会

介護支援専門員は、当該被保険者の状態が別紙1に定める「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するかどうか医師に照会する。

### (3) サービス担当者会議の開催

(2)において別紙1に定める「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するとの所見が示された場合、介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断する。

### (4) 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（以下「確認依頼申請書」という。）」の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、介護支援専門員は、小郡市介護保険課に「確認依頼申請書」を提出する。

### (5) 小郡市介護保険課での確認

小郡市介護保険課は、確認依頼申請書の内容が添付書類（居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録等）により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、その結果を介護支援専門員に通知する。

#### 《 確認の判断基準 》

確認可 の判断	① 居宅（介護予防）サービス計画書に「医師の所見」・「医師氏名」・「当該福祉用具貸与が特に必要な理由」が記載されていること。 ② サービス担当者会議の記録等に「開催日（照会日・回答日）」・「出席者（回答者）」「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容（照会内容・回答内容）」が記載されていること。 ③ 別紙1のⅠ）からⅢ）までのいずれかに該当する旨が主治医意見書、医師の診断書等、医師からの所見を聴取した記録（聴取日時・方法・内容・医師氏名が必要）に記載されていること。 ※①、②、③の全てが書面で確認できれば、確認可の判断となる。
確認不可 の判断	※上記①、②、③の内、一つでも書面で確認できない場合は、確認不可の判断となる。

※確認の有効期間は、確認申請書（必要な添付書類を全て含む）の提出日からとなります。

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いの改正について

- 平成18年度介護報酬改定に伴い、介護保険における福祉用具貸与については、軽度者（要支援1・2、要介護1）の状態像からは利用が想定しにくい種目（車いす等8種目）について、保険給付の対象とならない仕組みへの改正が行われ、例外的に給付される状態の判断方法として、原則的に要介護認定に係る基本調査結果を活用することとされた。
- しかし、基本調査の結果だけでは、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず、例外給付の対象とならない事例が存在することが判明した。
- よって、平成19年4月1日より、福祉用具貸与の例外給付の取扱いが以下のとおり改正されることとなった。

### (改正内容)

基本調査の結果では、例外給付の対象とならない場合でも、(1)と(2)の要件を満たし、これらについて市町村に確認を受けた場合は例外給付の対象となることになった。

- (1) 次のⅠ)からⅢ)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、
- (2) かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

#### (福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像)

- Ⅰ) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第21号のイ(※)に該当する者  
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- Ⅱ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第21号のイ(※)に該当することが確実に見込まれる者  
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- Ⅲ) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイ(※)に該当すると判断できる者  
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

(※)具体的には表1の「厚生労働大臣が定める者のイ」を指す。

#### (留意事項)

「車いす及び車いす付属品」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する場合、従前と取扱いは変わらず、市町村での確認を受ける必要はないもの。

